

福岡地方労働審議会議事録
福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会

1. 日時 : 平成19年6月4日(月) 9:30~11:00
2. 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
3. 出席者 : 【公益代表委員】 上畠 俊一
高山 史子
花崎 正子(部会長)
- 【家内労働者代表委員】 上田 静生
上野 茂伸
加藤 猛
- 【委託者代表委員】 安濃 純一
長井 賢祐
御船 正廣
- 【福岡労働局】 労働基準部長 山口 昌志
賃金課長 栗山 繁久
課長補佐 石川 幹靖
ほか

4. 主要議題

- (1) 福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程(案)に関する審議
- (2) 福岡県電気機械器具製造業の概要及び家内労働実態調査について
- (3) 福岡県電気機械器具製造業最低工賃の廃止に関する審議

5. 審議内容

(事務局) 定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会の福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催させていただきます。

本日は福岡地方労働審議会としては初めての最低工賃専門部会でございます。そのため、部会長及び部会長代理がまだ選任されておりませんので、事務局より議事の進行をつとめさせていただきます。

本日は公益代表委員の上畠委員が事情で遅れていらっしゃいますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされていますので、その旨ご報告いたします。

ここで、本来なら、皆様に各委員をご紹介申し上げるべきところですが、お手元の資料1に委員名簿をご用意しておりますので、ご覧下さい。

それでは、労働基準部長の山口があいさつを申し上げます。

(部長) 労働基準部長の山口でございます。本日は皆様方、大変お忙しい中、本専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

家内労働は、戦後のわが国の経済発展を底辺で支えるという役割を果たしてきたのですが、その後、我が国の製造業が機械化の進展等で発展を続ける一方で、海外生産への切り替え、女性の就労形態の変化等で家内労働の役割は徐々に縮小してきたものです。

全国的には、平成18年の家内労働者数は約19万人で、これは10年前の平成8年に比べますと、4割程度に減少しています。

福岡県においても、平成18年の家内労働者数は約5千人でございまして、平成8年に比べますと、全国と同様に、4割程度まで減少しております。

現在、福岡県の最低工賃でございますが、3つの業種で制定されております。そのうちの1つが福岡県電気機械器具製造業最低工賃でございますが、昨年度実施しました家内労働実態調査の結果、福岡県電気機械器具製造業最低工賃の適用を受ける委託者数、家内労働者数ともに0という状況になっております。こうしたことから、昨年12月に開催されました福岡地方労働審議会家内労働部会におきまして、この電気機械器具製造業の最低工賃については、廃止が相当ではないかというご意見が公労使各側から出されたところがございます。これを受けまして、今年の3月8日に福岡労働局長が福岡地方労働審議会会長に対しまして福岡県電気機械器具製造業最低工賃につきまして廃止決定の諮問を行いまして、その調査審議のために、本最低工賃専門部会が設けられた次第でございます。

以上のような経過でございます。本日はどうかよろしくご審議のほどお願い

いします。

(事務局) 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

－ 事務局紹介 －

(事務局) それでは、議事次第4の、福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてです。部会長及び部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第5項及び第7項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」ことになっているところがございます。従前の福岡地方労働審議会の最低工賃専門部会では、公益委員で互選する慣例となっております。今回も従来どおりでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(事務局) 異議なしということがございますので、事前に公益委員で互選していただいておりますので、その結果を高山委員から発表をお願いいたします。

(高山委員) それでは、報告いたします。

公益代表委員であらかじめ互選した結果、電気機械器具製造業最低工賃専門部会は、部会長には花崎委員、部会長代理には上畠委員ということに決定しておりますのでよろしく申し上げます。

(事務局) ただいま発表していただきましたように部会長に花崎委員、部会長代理に上畠委員ということがございますが、皆様よろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(事務局) ありがとうございます。

それでは異議なしということがございますので、花崎部会長にあいさつをお願いいたします。

(部会長) 部会長を勤めさせていただく花崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今、山口部長から縷々、本日の審議会の開催に至る経過につきましてご説明がございました。皆様ご存知のように、私ども経済の末端にいるよう

な人間でも、経済のグローバル化というものが浸透して、大きく生活が変えられてきている。もちろん産業部門ではその構造そのものが、変化させられている状況にある。そのような中で、時代にあったというか即応した働き方をどのようにしていくか、あるいはそのような時代であるからこそ、われわれはもっとそのことを真剣に考えないといけないということで、この審議会が開催されていると思います。

そのようなことで、本審議会に課されました役割は大きなものでございますので、忌憚のないご意見をいただきながらひとつの結論に導くことができればと思っております。

事務局のほうでも、いろいろご努力されまして、多くの資料などを提示していただいておりますが、本日もその一部をまた私どもの話す資料としてご提示いただけたらと思っておりますので、それをベースにしながら、どうぞ何でもよろしゅうございますからよりよい結論を導くためのご意見をいただきありがとうございます。

どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の部会長及び部会長代理を選出していただきましたので、これからは、部会長に議事進行をお願いいたします。花崎部会長よろしく申し上げます。

(部会長) それでは、引き続きまして議事を進めてまいります。どうぞよろしく
お願いいたします

本日の議事録の署名を、家内労働者代表委員として上野委員、委託者代表委員として長井委員に申し上げます。よろしく申し上げます。

次に議題1でございますが、議事次第をご覧ください。

福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の運営規程に関する審議でございますが、事務局から説明をお願いしたいと思っております。

(賃金課長) —「福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の法的な位置づけ」
について資料No.2により、説明。—

さて、議題1の福岡地方労働審議会運営規程(案)に関する審議でございますが、最低工賃専門部会の運営につきましては、先ほどらいの資料2の、厚生労働省組織令や地方労働審議会令に定められておまして、さらに9ページの福岡地方労働審議会運営規程により会議の召集や欠席の通知、会議の公開、議事録について定められております。

11ページをごらんください。しかし、同運営規程の12条におきまして専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が最低工賃専門部に諮って定めるとされていますことから、福岡地方労働審議会運営規程に定めておりません委員の人数、専門部会の議決の福岡地方労働審議会会長への報告に関して資料のNo.3の、運営規程（案）についてご審議いただくものでございます。ここでは1条から4条までございますが、2条で人数そして3条で審議会長への報告を記載しております。なおこの規程（案）につきましては、その都度、最低工賃専門部会において定めてきたものと同様でありまして、その点付け加えさせていただきます。それでは、（案）を読ませていただきます。

— 「福岡地方労働審議会福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程（案）」を全文読み上げ。 —
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

（部会長） ただ今、事務局から説明がございました本運営規程に係るそのいろいろな法令のあり方から、どのようにしてこの運営規程を定めてきたかということ、それからその内容につきまして、読み上げていただきました。何かご質問ありましたらどうぞ。
ただ、従来までこういう規程を定めまして、同じようなことでやってきたという補足もございました。いかがでございましょうか。

— 異議なしの声 —

（部会長） ありがとうございます。
それでは、福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程を今読み上げていただきましたように定めることにいたします。
従いまして、皆様方の資料にございます、福岡県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程でございますが、表題の（案）という文字を消去していただきたいと思っております。そして付則の施行日を本日の平成19年6月4日とご記入いただきたいと存じます。

（部会長） では、次に議題2でございますが、福岡県電気機械器具製造業の概要及び家内労働実態調査について、ご説明をお願いしたいと思います。
資料が手元にあるかと思っておりますので、どうぞご覧ください。
よろしくお願いいたします。

(課長補佐) まず概況についてでございますが、県下の家内労働の現状ということで、昨年度の福岡地方労働審議会家内労働部会においても提出させていただいた資料でございますが、再度確認の意味で簡単にご説明をします。

平成18年6月現在の家内労働者数は5021名ということでございます。これは次のページを開けていただくと、家内労働者数あるいは委託者数ともに暫減している状況がお分かりいただけると思うんですけど、毎年減少していております。

それから次のページの表2、委託者数、家内労働者数の内訳でございますが、今日ご審議いただくところの電気機械器具製造業、これは一つまとめてくくっていますけれども、昨年6月現在の数字ですが、委託者数38、家内労働者数1524人ということで、平成17年と比べましても、委託者数44、家内労働者数1759人ですので、減少が顕著なところであります。

次のページは地区別ですが、どこの地区においても、家内労働者数は減少しております。

今、説明申し上げたのが、福岡県下の現況でございます。

資料No.5で、福岡県電気機械器具製造業の最低工賃ということでメモを付けました。

この工賃が新設されたのが、昭和52年です。それから、昭和55年、58年、62年、平成2年、6年、8年にそれぞれ工賃の改正が行われてきたところであります。

平成8年以降は家内労働者の減少、景気低迷で改正が見送られて現在に至っております。

福岡県電気機械器具製造業最低工賃は大きく分けて2つの工賃が設定されています。それは資料No.8を見ていただくと、分かりやすいと思います。品目としてモーター、工程としてコイルのコア詰め、規格としてそこに書いてあるような細部にわたった規格が設定されております。

規格は2種類ということです。

品目として中間周波数増幅器、工程としてコンデンサー付けとコア詰め、規格として基盤は10ミリメートル角であるもの。こういう風に品目として2つの最低工賃が決められているところであります。

モーターについてみますと制定当初は4規格ありましたが、昭和62年と平成2年に、それぞれの規格について、モーターの生産はなくなったという理由で廃止になったということでございます。

また、中間周波数増幅器につきましては、昭和52年の制定当初は3規格ありましたが、平成元年に家内労働者が0になって、1規格が廃止され

現在に至っているという状況です。

現在残っている2規格についても、平成5年の調査時において、該当者がいない状態になっているということがございました。

そこでモーターと中間周波数増幅器のそれぞれの経過につきましてご説明いたします。

- － 資料No.5の「福岡県電気機械器具製造業最低工賃について」を説明。 －

(最低工賃)改正の場合は、いろいろな審議をしていただくために、現地に行って実際の作業を見ていただいたりあるいは、委託者や家内労働者の意見をお伺いしたりという形で審議の参考としてるんですけど、今回は、該当する家内労働者がいないものですから、家内労働者をお呼びすることもできない、それで昨年度の調査票を回収したところから家内労働者の意見というものがあまして、この調査票は、委託者を通じて各家内労働者に配付していただいて、各家内労働者から直接局へ送付していただくという形をとっておりますので、委託者の方を通さずに家内労働者の率直な意見が記されていると考えるのですが、ほとんど意見らしい意見は述べられておらず、気持ちとしては、もうちょっと工賃を上げてほしいとか、その工賃が適当であるか判断がつかないとかの意見のみでございました。

類似のコイル詰めの作業にたずさわる家内労働者の意見というのはその程度でありました。

委託者の方の意見につきましても、忙しいところこちらにお呼びするということがなかなか難しいということで、私のほうから現地に行ってお話をお聞きしたところを先ほど説明申しあげたところがございます。

再度繰り返しますが、この家内労働というものは非常に技能が必要なもので、職人的なもので、家内労働者を大事にして、その方たちの意向を尊重していくことことに努めているということや、工賃がすでに200円を超えているということで最低工賃が廃止されても影響はありませんというお話ばかりでした。

それから、参考までに資料9をつけております。これも昨年度の家内労働部会において説明があったものでございますが、福岡県の電気機械器具製造業の家内労働者の実態ということで見ますと、1127人で1000名を超える人数がいらっしゃるということで、最低工賃に該当するものもあるのではないかと、昨年度も意見がでたところでございますが、非常に工程も多岐にわたっておりまして、なかなかその対象になるものを見出していないというところでございます。

こちらの意見は8ページに家内労働者の意見を載せております。これは

全体の部分のもので、参考程度に見てもらったと思います。

以上で福岡県電気機械器具製造業の概要及び家内労働実態調査についてご説明を終わらせていただきます。

(部会長) ありがとうございます。ただいま非常に丁寧なご調査に基づいた報告でした。

福岡県の家内労働の現状、福岡県電気機械器具製造業最低工賃についての現状、それからその家内労働者の推移、そして、さらに詳しく現状ではどのように家内労働がなされているか、先ほどの家内労働者の推移で家内労働者が0ということになっているのに、さらに現場に出られまして、実態を見ていらっしゃる。

規格外の家内労働者もいらっしゃるということなのですが、その方たちについてのヒアリングも委託者側にされたということでもございまして、かつて0であっても、最低工賃が廃止されていないのは、工賃の基準としての役割があるんじゃないかということでも審議会で審議されたということでもずっと廃止になっていなかったというご説明であったかと思います。

ただ今のご説明に対しまして、何かご意見、ご質問等がありましたら何なりとお出しいただきたいと思います。

(長井委員) 一ついいですか。

もう一回整理させていただきたいんですが、この電気機械器具製造業の最低工賃というものは家内労働の中でやられているもの、範囲は家内労働の中なんですか。工場の中でもそういうことがあるんですか。

(課長補佐) 工場の中は違います。

(長井委員) いや、今議論している最低工賃については、その範囲は家内労働者に限定されているんですか。

(課長補佐) そうです。

(長井委員) 先ほど、工場の中でもどうのこうのという話があったんですが、工場で作ってる人は関係ない。

(課長補佐) 家内労働の作業が機械化されて、工場生産に切り替わっているということです。

(部会長) それでいいですか。

(長井委員) 「平成18年度7月の実態調査結果」や「平成19年5月の関係委託者に対する現地調査結果」から、最低工賃の規格に該当するコイル詰めは、機械化の徹底や、海外生産への切り替えなどで対応して、対象家内労働者がいないことが確認された。ということで、ここで家内労働者だけの話をしているということですね。

(課長補佐) はい。

(加藤委員) 私は北九州のほうで、安川電機の関係のほうで少し勤めさせてもらったんですが、今の話でいくとですね、いわゆる企業が、元請会社にこういう作業を委託して、そこが家内労働者を使って作業をしている、その中に2種類あって、家に持ち帰ってやってもらう分と工場に来てもらって作業をしてもらっている分とあって、その工場に来てもらって作業をしてもらっている分については最低工賃の適用はあるのでしょうか。

(課長補佐) 工場に来てもらって作業をするというのは労働者であって、家内労働者とは違うということです。

(部会長) よろしゅうございますか。

(加藤委員) 今、この最低工賃はこの工程のみ決まっていますが、ほかの工程、規格の分は家内労働やってますよと、それがこういう規格がないということは、資料5にあります継続性のある業種で300人以上というのに当てはまらないから、規格がないということではよろしいでしょうか。

(課長補佐) 結論的にはそういうことになります。昨年度の実態調査の結果では委託業務内容を全委託者から確認しております。その中で、300人を超えるような委託になっているのは、考えられるのは1社あるんですが、中身がよく分からないんです。こちらのほうは、携帯電話の組み立てに従事する家内労働者が300人を超えるようなところがある。ただ工賃を設定するような状況にあるかは確認しておりません。

他のハーネスの加工とか基盤の部品差しとか千差万別いろいろな各委託者ごとに家内労働の内容が異なっておりますので、この結果だけで、300人を超えるような規格があるかは、確認ができておりません。

(長井委員) 確認をしておきたいのですが、資料6の最低工賃の対象委託者・家内労働者の推移というところで、品目でモーターと中間周波数増幅器と2種類ある。そのモーターの中では工程が、コイルのコア詰めそのコイルのコア詰めの規格が詳しく書いてある。これについてのみ最低工賃が決まっている。

これ以外の家内労働の最低工賃は別だというか、これ以外には家内労働者が300人従事したようなものはなかったということですか。

(課長補佐) そうです。

(長井委員) 現在まであったのがこの2種類で、中身がこういう規格に基づいたものだ、これ以外のものなら、たとえモーターのコイルのコア詰めであっても、この規格になれば、対象には入っていないと。

(課長補佐) 非常に数値が細かくなっておりまして、外径が少し変わってきても規格に該当しないとか、積厚が少し厚くなっても該当しないということになりますので、このモーターの規格というのは、百種類、二百種類とあるらしいです。その中でこの2つだけが該当する。これは昔はそれなりに人手を要した、需要もあって家内労働者もいたということで設定されたんです。

(部会長) よろしゅうございますか

今はその工程が海外に行っているということが主なものだということですね。なくなったわけではないが、そういう仕事は安いところに行っている。それで日本での家内労働者は減ってきているというご説明でした。

他にございませんか。これだけ詳しくお調べになっているので。

(御船委員) 理解していない面もあるかもしれませんが、なぜ今かというのが一点分かりません。対象者が0ですよというのは、分かります。実態的にです。それとも最低工賃の体系の整備なんでしょうか、あるいは両方なのか。そこはどうなんでしょうか。

(課長補佐) 実態がないというのが一番の理由です。

- (御船委員) 別に反対とかではないですよ。ただ理解していないもので。
実態がないということですが、第一なわけですね。そうなら、平成8年以降は工賃の改正は行っていないということでしたが、仮にそのままほっといても実害がないということもあるのではないのでしょうか。
そうすると、体系の整備ということもあるのではないかと思うんですが、いかがでしょう。
- (課長補佐) 実体がないから整理をするということなんですけれど、そのまま残しておくと、該当者がいない最低工賃を、いつも3年おきに調査して審議してということになる。新たなものに付け替えるということになれば、また新たに審議していただくということになります。
- (御船委員) 今までも3年に一回実態調査をされて、結果として平成8年以降、工賃の改正を行っていなかったということなんです
だから一つは効率化を図るということもあるんですかね。
- (課長補佐) はい。
- (部会長) よろしいですか。他にございませんか。
- (上野委員) 一つは単純なことで、資料7の3ページ、②の表の一番上なんですけれど、女性の28という数字と資料9の4ページ真ん中の②の女性が30となっておりますので、おそらくこれは同一年度の調査資料だと理解をしているんですけど、おそらくどちらかの、記載間違いだと思いますので、これをどちらかに整理をしなければと思うんですけど。これはこれだけの話です。
今回の、最低工賃を廃止するという、事務局の提案は、その最低工賃に該当する委託者、家内労働者が共に0だからということは理解していますが、そのために資料No.5の(7)にあるような意見は出るはずがないので、資料に載っているのは、最低工賃の規格に類似する作業を行っている委託者の意見なんですか。
- (課長補佐) 最低工賃の規格というのは、非常に細かく分かれておりまして、この規格にきちっと合う作業は、家内労働者には出していない。それ以外の、少し規格が異なった、類似の規格での作業は現在もあり、家内労働者もいますが、その数が30と28で異なっているのは集計ミスです。

(上野委員) それはいいんです。どちらかに整理されれば。

(課長補佐) まあこの程度の人数が類似の規格のモーターのコア詰めをしている、少しでも径が大きくなったり、4極が2極になったりとか微妙に工程が違う。だから、この規格ではきちっと合うものは、ありませんというのが、委託者の説明です。

以前はその規格のものが、需要もあって、家内労働者も使っていた。だから今回はこれを廃棄するともうコイルのコア詰めの規格はなくなる。

(上野委員) それはいわゆる市場原理に任せましょうということに当然なるのですね。基準がなくなるのだから。まあ基準があっても該当しないわけですからね。現状では。

(部会長) よろしいですか。では加藤委員さん。

(加藤委員) 今、家庭内労働も機械化とかでなくなるという方向にある。廃止しましょうということなんですが、もしも可能性が出たときには、新設ということ、考えておられるのか、それとも別の方法を考えられておるのか、というのも海外、中国にということなんですが、それが、可能性は少ないでしょうが、日本に帰ってきて、国内で作業をするという状況になったとしたら、家庭内でやるという状況になったら、そういう最低工賃というものを決める方向になるのか、他の方法で決めていこうとされるのか、今の時点での考えを聞かせてください。

(課長補佐) 家内労働法というのは歴然としてあるわけで、ほとんど変わらない通達が昭和50年代位から出ている。内容は一貫して300人くらいいて、継続性があれば対象としてきた。あるいは他の地域との関連性が強いもの、管内の主要業種に関連のあるもの、工賃の低廉なものとかいろいろな要素を踏まえて、必要があれば審議会に諮って、設定するということになっている。だからそういう状況が出てくれば、設定することになると考えます。

(上田委員) 関連でいいですか。

先ほど、携帯電話の組み立ての業務については300人を超えているが、最低工賃に該当するか明確でないということですが、たとえば仮に、携帯電話の組み立てというのを最低工賃の対象にするための審議会を開く。それはどういうところから始まっていくんでしょうか。

たとえば、そういう業種で働いている人が申請するとか、あるいは、委託者が申請するとか、そういうものから始まっていくんですか。

(課長補佐) 申請するやり方もありますが、実際は、家内労働部会が設定されていて、そこで議論していただく。その意見をふまえて審議会でももう一度審議していただいて、審議会が必要となれば、諮問するということです。

(上田委員) その部会で議論になるためにはどうすればいいんですか。

(課長補佐) 事務局の調査という形が一般的です。平成13年にコイルの改正をするのが難しいということになって、ハーネスを新設するというので調査をしたのですが、調査票だけでは実態がつかめないから、各メーカーにお伺いして、川上から川下のほうへ順次、調査していきました。

そういう中で、家内労働者を使っている事業者を把握して確認していく、それはニッサンのやり方もあれば、トヨタのやり方、あるいは、ホンダのやり方、いろいろなやり方があってなかなか統一規格、あるいは同じハーネスを対象とするにしても、同一基準に該当することはなかったということがありました。

必要とあれば、事務局のほうで調査することになります。

(上田委員) で今のところ、携帯電話の組み立てというのは、労働局としてはどう見ているんですか。

(課長補佐) まだ、調査をするとは決めていません。

(長井委員) もう一ついいですか。品目と工程と規格のところですけどね。これはどこが決めているんですか。

(課長補佐) 審議会です。

(長井委員) どの審議会。最初からこの規格を見ると、モーターなんか3相で0.1キロワット、4極でコア外径109ミリメートル、こんなこと審議会で決められるんですか。

(課長補佐) 調査データを事務局ではお示して、どの工程、規格が一番対象になるのかを審議会で決めていただいています。

(長井委員) これをやっている労働者数が、まとまりとして300以上あるからそれを審議しましょうということから始まるんですか。

いや、この規格というのがもうちょっとゆるくて、その前の工程位でくくったら300人以上になると。

私が作りたいといっているんじゃないですが、こんな細かい規格でくくるとるわけ、みんなは。

(課長補佐) 他県の例を調べたんですけれども、こういうコイル詰め規格で設定しているのは福岡だけです。

(長井委員) そうすると、もうちょっと大きくりのコイルのコア詰めとかのくくりで、まあ福岡県下は5000名で300人以上の塊になるのがそうあるとは思えないんですけれどもね、そんなことは考えられないですか。こんな細かい規格で。

(課長補佐) この3つで決めている工程と規格というはあるようだけれど。

(長井委員) あるというのは、福岡県にあるわけ。それとも法律、規則で決められているわけ。それとも日本産業分類できちつとこういうものが。

(課長補佐) いやそういうものはないです。

(安濃委員) 反対からきとるんじゃないですか。松下電器さんと安川電機さんがこういう仕事があったと、だから工賃はどうすべきかと。

(長井委員) 私もそう思うんですよ。こういうのはいいけど、3相で0.1キロワット、4極でコア外径109ミリメートルとか、今みたいに日進月歩で技術が進んでるときに、昨日と同じものを作とるわけじゃないもんね。

(課長補佐) この規格の設定は、特殊なものです。通常はそんなに細かくやらないですし、工程も品目ももう少し大まかなものですし、コイル詰めというのは、そういう対象にならないような作業ではないかと思えます。

コイル詰めがあるというのは福岡だけですね。

(長井委員) だから廃止したいと。それならよく分かる。

(課長補佐) 普通でしたら、ワイヤーハーネスだったら、カップラー差しとか規格だったら長さは何センチとかそういう程度の決め方なんです。

(上島委員) 規格というかくくりを大きくすればするほど範囲は低くなって、対象者は増えますけど、そこで決めた工賃というのは、大きいがために実態とか離れるというか、範囲が広いがためにいろいろなものが含まれてきますから、その中に結構難しい物があったりとか、簡単な物があったりとかするとかで、くくりが広くなればなるほど、範囲が広がるけれど、使い物にならない工賃になってしまう可能性がある。

この、最低工賃という性格が、どうしても地域別最低賃金みたいに簡単にくくれないいわゆる工程ごとというんですか規格ごとなので、産業構造の影響を受けてどうしても使い物にならなくなってくる宿命を持っている。

だから、時代の流れが速くなればなるほど、こういうものが該当者いないですよというペースが速くなる。だからなくなったり増えたり新しいのができたりと、そういう宿命をこの最低工賃というのは背負っているのではないかと私はそういう感じを持ちましたね。

(部会長) よろしゅうございますか。ということで、割と細かく決められている。最低がより最低になって、それで影響を受ける人も多くなる。ということも逆に考えられる。それを少なくするには、細分化されていたほうがいいのかということになった。

今の説明でよろしゅうございますか。

では次に議事次第の3番目でございますが、福岡県電気機械器具製造業最低工賃の廃止に関する審議ということで、今の議論にも出てまいりましたが、そこに入りたいと思います。まず、事務局から廃止の理由などをご説明願います。

(課長補佐) 今もご質問の中でいろいろ述べたところでございますが、平成16年の状況を全国で見ますと、最低工賃の件数は、全国で、154件あります。これが、その後、現在までに25件が廃止されています。全体の16%くらいが廃止になっております。また改正につきましても、この3年間で工賃が上がっていったという改正は28件、以前だったら3年に一回必ず上

がっていく、そういう状況だったのですが、それが28件しかない。実際は100件以上が見送りです。

福岡県で見ますと、平成12年から改正は行われておらず、平成14年に2件が廃止されております。これはタオル製造業と作業服製造業です。また久留米絨製造業というのがあり、昭和61年に廃止されております。このように、福岡県では3件が廃止されています。

それで、廃止については、家内労働法10条で労働大臣又は労働局長は最低工賃について必要があると認めるきは、その決定の例により改正又は廃止の決定をすることができるということが法律に示されております。

これは先ほど上島委員の方からお話があったように、最低工賃というものは時代の進展等によって、時間とともにその実効性が変わってくるものだ、実効性がなくなれば、その事情の変更に対処するために、行政官庁が必要と認めるときには、工賃決定の例により改正又は廃止の決定をすることができるということになっております。それでこの法律を元に通達が表示されておまして、この中で、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがなく実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すると。なお廃止については最低工賃専門部会の意見を尊重することと示されております。こういうことも踏まえまして、今回適用になります家内労働者、委託者が現在の最低工賃に関しましては0ということで、今後も見通しが無いというお話もあり、そういうことを踏まえて実効性のない状態になっているという判断に立って、廃止することが必要ではないかことになったところです。

(部会長) という理由で廃止というご提案でございますけれど、何か今までの事務局のご説明に対してございましたら。

(安濃委員) 今、説明を受けましたものは、廃止ということで問題ないと思っ
てるんですけど、ちょっと気になったのが、資料No.5の1の(6)のところ
なんですけど、この中で実態調査の結果から時間単位に換算するとい
うことでいろいろ書いています。いまの最低工賃というのは時間単位
の考えではなくて、品物に対しての値段をいくらと、後ろの7番に行き
ますと④でモデル工賃的な役割もなく廃止されても影響を受けない、と
ありますが、モデル工賃的なものがなくてもいいのかなというのが、ち
よっと気になった。そういう考えを今後、どうされるのか教えてもら
いたい。

(部会長) ありがとうございます。今のご質問に対して事務局から。

(賃金課長) 少なくとも、家内労働法があり最低工賃という制度があるのわけですから、何もないということになれば、まさにものさしがまったくなくなる。そこで現在、福岡労働局で設定されておりますのが、男子服製造業と婦人服製造業、この最低工賃については決められている。この2つも一定のものさしになるのかなと考えております。

(長井委員) どうですかね。婦人服とか今残っているのを見ると、ボタンの穴かがりがいくらとか、裏の縫い方が何針いくらとかそういうのはたしてモーターのほうの基準になるか、それよりも地域最低賃金とかそっちのほうの基準としては使いやすいと思うんですが、その辺はどうなんですか。地域最賃と家内労働の最低工賃とはぜんぜん性格が違うんだという話かも入れませんが。

(賃金課長) 長井委員のおっしゃるとおり、性格が違うものだといえはそのとおりですけど、家内労働に就かれる人が自分はこの仕事を受けている、隣の奥さんはこういう仕事、その中で婦人服のボタンかがりをやっているんだが、一日何個あってこれくらいの収入になる。隣の奥さんがやっている陶器をくっつける仕事はこのくらいしかない、一方で5万円であり、一方で3万円しかない。というようなことで、時間当たりの単価でみて、婦人服も家内労働全般についてのモデルのような形は持っているのではないかと思っているところです。必ずしも業種別に分けるということではなくして。

それから先ほどから話がありますように300人というものがありますので、なかなか対象の作業がないというのも原因です。

(部会長) 長井委員よろしいでしょうか。

(長井委員) 実際に電機をやっておられる方が、婦人服製造業はいくらかなと参考にされるかなという話です。多分、しないと思う。

地域別最低賃金で一日働いたらどれくらいだと、家内労働も一日働いたらどれくらいだとそういう比較のほうが、やりやすいし、使うんじゃないかと。

(部 長) モデル工賃的な役割の必要性の話なんですが、それは資料No.5の3枚

目の（7）のところにモーターのコイル詰め作業、規格にはあっていないけれど規格外の作業をやっている人を調べたら、非常に職人的な家内労働者であり非常にグレードが高い、だからこういった方々については、現在の最低工賃のモデル工賃的な役割を果たさない、それでは、こういった方々に対して何らかのモデル工賃的なものが必要なのかということですよ。

実際には、モデル工賃的なものはなくなってしまいうけなんですけれども、これは、参考にされなくてもいい世界が残っているんだとこういう理解でわれわれは考えているんですけれど。

（部会長） ということでございますけれど。

（上野委員） ただ一つ、さっき中間周波数増幅器、コンデンサー、コア詰め業種が平成元年までは数字がのっているが、平成5年からは0でしょ。それがそのまま平成18年までは0のまま最低工賃は置いておられた、それはなぜかという標準的な工賃、モデル工賃ということで、それは置いていたんだということなんです、そういう考え方からすると、モーターのコイルのコア詰めが平成18年に0になった、だから直ちに廃止というのもこっちの部分だけ拙速に、早くに、モデル工賃の役割を否定しているような、何かそういう感じもぬぐえなくもないんですね。

（部会長） 非常に長い歴史があつてございますので、もう一度その経過をご説明ください。

 簡単をお願いします。

（課長補佐） 中間周波数の状況はちょっと分からないところもあるんですけれど、何か近い作業、類似作業のようなものが残っていたということで、出せなかったんだろうとは予想されますけれど、コイル詰めも、少ない人数できているわけなんですけれども、ついに0になった、本当はもっと早くこういう議論を審議していただいてもよかつたんじゃないかというところもあるんですけれど。

 一度整理させていただきたいというのが、基本的には大きいと思います。

（部会長） ちょうど時代もそうなつてきている、前からそういたかつたけれどももいにくかつたということがあつたかもしれない。

ちょうど今、グローバル化の波がこれだけ浸透していますので、どうにもならないんじゃないか、じゃあこういうふうにとということで、私がこういうことを言ったらいけませんけれど、第三者的に見ますとタイムリーかなという感じがしないでもないんですけれど。それから婦人服、男子服などもやはり職人的な方はたくさんいらっしゃいまして、最低工賃以上のことをなさる方もいっぱいいらして、コイルだけということではございません。ただそれもグローバル化されておりますので、おいおいそういうことになっていくんじゃないかとそういう気はするんですけれど。

いかがでございますか。よろしゅうございますか。残念ですけど、時代がそうなっている。そういう言い方では、それを、この審議会としてはどうするかということで、審議会はあるのかもしれないけれど、それに呼応するものがあるのかということをお考えすると、先ほどいろいろ出ておりますので、そういう最低工賃が必要な部門が出てくればまたそこで立ち上げられたらいいんじゃないかと思っております。

それは、働く人がどのようにして働くかということは最終的には決めていかなくてはならない。そういう部分は多いにあると思いますので、今回の電気機械器具製造業の今まで決められていた規格については廃止するという提案でございますが、皆様いかがでしょうか。

(御船委員) 結論的には、廃止で結構だと思います。

一つは、この最低工賃の規格の出し方、これは時代にマッチしていないということですね。

それから実態的にも0である。それからこれを出すにしても法律的には300人以上ですか。まあ300人のよし悪しは、またこれは法律の問題になってくると思いますが、これにつきましては、本日事務局から提示のありました廃止ということによろしいんじゃないかというのが私の意見です。

ただこれとは離れまして、いわゆる最低工賃とか、標準賃金、モデル賃金等の一般的なご教示につきましては引き続きましてよろしくお願ひしたいというのが、私の意見です。

(部会長) ありがとうございます。

他の方はよろしいでしょうか。よろしいですね。

では、今、御船委員がおっしゃいましたように、本審議の内容そのもの、法令のこともありますので、それは別のところになるかもしれません。

けれども、そういうことは問題としては残っていると思いますが、福岡県電気機械器具製造業最低工賃については本部会としては廃止という報告を福岡地方労働審議会にしたいと思います。

本日を廃止の効力の発生日としたいと思います。よろしゅうございますか。本日でよろしいんですか。

(賃金課長)

説明申し上げます。

効力発生日のことについてですが、この場で廃止の回答をしたいと結論をいただいたわけですが、福岡県電気機械器具製造業最低工賃の廃止は福岡地方労働審議会で議決されなくてはならないということになります。

当然、福岡地方労働審議会では、本日のこの議決を尊重して議決されるものと考えますが、この福岡地方労働審議会の次回の開催日はいつかということになりますと、例年でしたら10月ないし11月に開催ということになります。

今年は、これよりも早く開催されるという情報も聞こえてきてはおりますが、現時点では開催日は未定です。

福岡地方労働審議会が福岡県電気機械器具製造業最低工賃の廃止が議決されますと、その日のうちに、審議会長から局長に対しまして審議会の意見として答申されます。

福岡労働局長はそこで審議会からの意見を公示するということになります。公示を15日間しないとイケません。その間に異義申し出があるかないかということになるのですけれども、異義申し出がなければ、その段階で福岡労働局長は廃止を決定しまして、これを官報に公示をするという手続きになります。官報に公示した日をもって廃止ということになります。官報の公示までに事務処理がございまして約10日かかります。先ほどの15日間と官報に掲載されるまでの10日、あわせて25日前後。福岡地方労働審議会が答申をいただいてから、その翌日から数えて25日前後、それが、発効日ということになるかと思っています。

今日の時点ではまったく分からないのですが、決まりましたら、その折には、専門部会の皆様には事務局からお知らせ申し上げたいと思っています。

(部会長)

ありがとうございました。私が拙速に結論めいたことを申しまして申し訳ございません。無視しているわけではございませんで、本審議

について労側からも、使側からも、両方同じように意見をいただいたことはとてもよかったと思っています。

したがって、何かまた起こっても、こういうことであったと皆様ご確認いただけるのではないかと考えておりますので、本当に時間をいただきましたけれど、ありがとうございました。このように結審させていただきました。お疲れ様でした。